成績評価・修了認定、定期試験、成績分布等に関する規定

【成績評価・修了認定に関する諸規定】

（卒業・修了の認定）

学則第 22 条　学校長は教育課程の定めるところにより、各学年に修了すべき科目について試験を行い、合格者に対して当該科目の修了を認定する。ただし、実習については、実習の成績によって修了を認定することができる。

2　定期試験及び臨時試験(論文・レポート・小テストを含む)、出席状況の要素で評価する。評価は「A」「B」「C」「D」「E」「F」で行い、「D」以上で合格とする。但し、学校長が必要と認めた場合は、これら以外の表記で成 績を表すことができる。評価方法の詳細については別に定める。

3　実習の成績評価は実習前及び実習後教育、実習施設の評価、実習日誌及び実習後レポートを総合し評価する。

4　定期試験の方法は筆記試験、実技試験、レポートのいずれかで行う。

5　試験の欠席者には追試験を、不合格者には再試験をそれぞれ一度ずつ行う。

6　それぞれの授業科目について 70%以上の出席率に満たない場合は定期試験の受験資格を喪失しＥ評価とする。また、社会福祉士・医療ソーシャルワーカー学科の「ソーシャルワーク実習Ⅰ」「ソーシャルワーク実習Ⅱ」においては 80%以上の出席率に満たない場合はE評価とする。

7　成績評価による学業結果を総合的に判断する指標として、総合平均点（Grade PointAverage に相当するもの。以下「GPA」という)を用いるGPA制度による評価については別に定める。

（成績評価）

学則施行細則第 7 条　教育課程記載上の科目については、すべて評価を行う。評価は成績表および成績証明書へ記載する。

（科目評価）

学則施行細則第 8 条　各科目について定期試験および臨時試験（論文・レポート・小テストを含む）、平素の学習状況、出席状況の 3 要素で「A」「B」「C」「D」「E」「F」の 6 段階評価を行う。

2　A、B、C、D を合格とし E、Fを不合格とする。

A	（100～90 点）	合格
B	（ 89～80 点）	合格
C	（ 79～70 点）	合格
D	（ 69～60 点）	合格
E	受験資格喪失	不合格
F	（ 0～59 点）	不合格

3　小テストの評価に関しては別に定める。

（実習評価）

学則施行細則第 9 条　学外実習は業界評価と学内評価（実習前・後教育）の 2 要素で評価する。

2　評価記述は「科目評価の基準」を準用する。

3　実習前教育において実習の目的意義を理解し、適性が認められた者の実習参加を許可する。

4　登録販売者学科の「企業インターンシップ」については別に定める。

（国際教育の評価）

学則施行細則第 10 条　国際教育は、出席率と個人課題評価の 2 要素で評価する。

2　評価はS（合格）またはU（不合格）にて表記する。

【定期試験諸規定】

（定期試験の受験資格）

学則施行細則第 11 条　1 つの学期につき、定期試験を含む全開講数のうち、各科目の出席率が 70％以上の者は、定期試験を受験することができる。

2　1 つの学期につき、定期試験を含む全開講数のうち、各科目の出席率が 70％未満の者は、受験資格を喪失し、E 評価とするが、試験当日の出席は認められる。

3　本校への学費等の納入金が所定の期日までに未納の者、または所定の入学手続きが完了していない者は試験を受けることができない。

4　定期試験及び中間テストは、必ず学生証を提示しなければならない。提示する事ができない場合は受験可能であるが、加点対象外とする。

（試験の方法）

学則施行細則第 15 条　試験は筆記試験、口頭試験または実技試験で行う。また、科目によりオンラインで実施することがある。

2　試験の日時及び方法は、施行の 1 週間前までに公示する。

（試験心得）

学則施行細則第 16 条　試験（授業）開始 15 分までの試験場への入室は遅刻とする。遅刻の場合の試験時間延長は行わないそれ以後の入室の場合は欠席とし試験評価を行わない。

2　試験場では、所定の座席に着席すること。

3　携帯品は、監督者の指示する場所に置くこと。

4　筆記用具（鉛筆、消しゴム）等は各自用意し、試験場では、貸借または共用してはならない。実技試験の道具も同様とする。

5　追試験及び再試験の実施については、定期試験に準ずる。

【成績分布等に関する諸規定】
～ GPA（Grade　Point　Average）制度について～

ＧＰＡ制度とは欧米の大学等で行う一般的な成績評価方法で、学生一人ひとりの履修科目の成績評価をグレード・ポイント（以下「GP」という。）に置きかえた平均を数値により表すものです。

（GPA 制度導入の目的）

GPA は学生の成績を数値化し、客観的に把握するためのものです。学修成績全体の状況を把握し、学生の学習意欲の向上及び適切な修学指導に役立たせると共に、海外への留学や就職等、国際的な評価に対応させることを目的としています。

（GPA の算出方法）

GPA を算出する計算式は以下のとおりです。（GPA の算出は、小数点以下第 3 位以下を四捨五入するものとします。）

実点数範囲	100 点～90 点	89 点～80 点	79 点～70 点	69 点～60 点	59 点以下 または不合格
成績評価	A	B	C	D	F
GP	4.0	3.0	2.0	1.0	0.0

【GPA を算出する計算式】

$$\text{GPA}=\frac{\text{（該当授業科目の単位数×各授業科目で得た GP）の合計}\cdots\cdots①}{\text{当該学期に評価を受けた各授業科目の単位数の合計}\cdots\cdots②}$$

（計算方法 ）

科目名	単位数	成績		GP
○○概論	2	95 点 （A）	4.0	8
××演習	4	80 点 （B）	3.0	12
△△研究	2	75 点 （C）	2.0	4
□□学	2	93 点 （A）	4.0	8
●●制作	4	76 点 （C）	2.0	8
■■企画	3	63 点 （D）	1.0	3
▲▲演習	1	57 点 （F）	0.0	0
合計	② 18 単位			① 43

GPA=　43÷18＝2.39

（GPA 算出の対象科目）

基礎分野、専門基礎分野、専門分野のうちの試験等による成績評価を行う授業科目であって、各学科において卒業要件に算入できる授業科目とします。

ただし、次の各号に該当する授業科目については、GPA の計算から除くものとします。

（1） 入学前に他の専門学校や大学（短期大学含む。）において履修した授業科目、又は海外の職業学校や大学（短期大学含む。）において履修した授業科目（科目履修生として履修した授業科目を含む。）

（2） 本校在学中に他の専門学校や大学(短期大学含む。）において履修した授業科目、または海外の職業学校や大学（短期大学含む。）において履修した授業科目。

（3） 学則の規定による編入学等に伴い、本校の授業を学修したものと同等以上の学力があると認定された授業科目。

（4） 前各号に掲げるもののほか、各校各学科が別に定める授業科目。（別表）

（GPA の評価対象外科目）

点数評価ではなく、履修の修了また単位認定のみされる科目については、評価S（satisfaction）＝合格
評価U（un satisfaction）＝不合格として表記する。